

# 飼い主のいない猫への取り組みに関する要望書

令和元年5月

東京都北区長 花川與惣太殿

北区保健所生活衛生課生活衛生係 ご担当者殿

NPO法人 ねこのみみ

代表理事 坂本 清美

現在北区内では飼い主のいない猫への「不妊去勢手術費助成制度」の効果で少しずつ「地域猫活動」が活発になりつつあります。しかしこの制度を知る区民はボランティア活動をしている人等の一部で、まだまだ一般に広く知られてはおらず、**誤認識されている方**も多いのが現状です。

飼い主のいない猫の問題に積極的に取り組んでいる他区では、行政が主体となることで、それまでの個人主体のボランティア活動から脱却し、地域の問題として広く認識されるようになりました。

北区では他区と比較してもまだまだ地域の問題として捉えられていないのが現状です。

また問題は猫だけにとどまらず、近年高齢飼育者の突然の他界や施設入所により、そのご家族や不動産会社等から「残されたペット」の相談が後を絶たない状況にあります。高齢化が進む中で更に増加していく重大な課題と思われ、北区としての早期対策が必要だと考えます。

そこで北区に対しては「不妊去勢手術費助成制度」・「地域猫活動をするボランティアがいる事」を区民に周知拡大、飼い主のいない猫や「残されたペット」等の一時保護をする場所の設置、新しい飼い主を探す「譲渡会」を区の施設で開催できるようにすることを求めます。これらが行われることによりボランティア個人への負担となっていた譲渡会・保護場所確保や保護資金問題の軽減も期待できます。

また、北区でペット飼養基準を作成することで飼い主のマナー向上をはかって頂きたいと思います。これらの施策により「高齢者も子供もペットも住みやすい街」、「人と動物が共生できる街」の実現を求めます。

よって、以上の状況を踏まえ別紙にて要望いたします。

## 記

- ① 北区版「良好な飼養ルールに関する条例」を制定し、厳格なルール化をはかること。  
※飼い犬（例）散歩のルール ※飼い猫（例）外に出さない  
※飼い主のいない猫（例）餌やりの方法等
- ② ボランティアが住環境を守っている事に対し「地域猫活動」の理解と周知を広報拡大すること。
- ③ 残されたペットや保護されたペット達の「一時保護する施設」を区内で設置すること
- ④ 里親募集の「譲渡会場」として、雨でも開催できる区の施設を利用可能にすること。  
※区とボランティアの協力で活動が増えていくと、避けられない事態が起きます。  
(既に起きています)  
高齢者の施設入居、又は死亡による残されたペットの譲渡先も区の協力が必要です。
- ⑤ 「譲渡会を北区の後援事業として、相談会とボランティア講習会を共催事業として開催させて頂きたい」

以上